

## 令和6年度第4回塩竈市地域公共交通会議 次第

日時 令和6年12月10日（火）13時30分～14時30分

場所 塩竈市魚市場 中央棟2階 大会議室

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 委嘱状交付
4. 議事
  - (1) しおナビバス・NEWしおナビバスの令和6年度実施状況（報告事項）
  - (2) NEWしおナビバス変更ルート素案への意見聴収について（報告事項）
  - (3) NEWしおナビバスのルート変更等について（協議事項）
5. その他
6. 閉会

## しおナビバス・NEWしおナビバスの令和6年度実施状況（報告事項）

## 1. 実施状況

## (1) 運賃改定後の利用状況

(人)

利用者数	令和6年 4月	令和6年 5月	令和6年 6月	令和6年 7月
しおナビバス	21,220	20,826	20,880	21,286
NEWしおナビバス	6,580	6,483	6,234	6,733
合計	27,800	27,309	27,114	28,019
合計前年比	▲5.2%	▲7.5%	▲10.5%	▲5.9%

利用者数	令和6年 8月	令和6年 9月	令和6年 10月	4月～10月 計
しおナビバス	19,886	20,476	21,907	146,481
NEWしおナビバス	6,270	6,217	6,674	45,191
合計	26,156	26,693	28,581	191,672
合計前年比	▲11.7%	▲12.3%	▲11.3%	▲9.2%

運賃改定検討時の想定：利用者数約14.5%減

(円)

運賃収入	令和6年 4月	令和6年 5月	令和6年 6月	令和6年 7月
しおナビバス	3,044,138	2,988,098	2,993,268	3,047,723
NEWしおナビバス	917,642	1,166,965	1,048,281	931,349
合計	3,961,780	4,155,063	4,041,549	3,979,072
合計前年比	40.9%	47.4%	39.5%	38.8%

運賃収入	令和6年 8月	令和6年 9月	令和6年 10月	4月～10月 計
しおナビバス	2,857,613	2,943,844	3,117,908	20,992,592
NEWしおナビバス	888,997	791,041	934,828	6,679,103
合計	3,746,610	3,734,885	4,052,736	27,671,695
合計前年比	31.5%	26.7%	31.5%	36.5%

運賃改定検討時の想定：運賃収入約28.3%増

(2) キャッシュレス決済利用状況 ※NEW しおナビバス

令和6年4月1日(月)より白バス便及び青バス便へ導入。

	令和6年 4月	令和6年 5月	令和6年 6月	令和6年 7月
キャッシュレス決済件数	47	66	55	90
利用割合	0.7%	1.0%	0.9%	1.3%

	令和6年 8月	令和6年 9月	令和6年 10月	4月～10月 計
キャッシュレス決済件数	75	66	57	456
利用割合	1.2%	1.1%	0.9%	1.0%

(3) 回数券利用状況 ※NEW しおナビバス

令和6年6月3日(月)より白バス便及び青バス便へ導入。

価格設定：22枚綴り 大人用3,000円、小児・幼児・障がい者割引用1,600円  
回数券購入者対応によるバス遅延等を防ぐため、5月22日(水)より先行販売。

(冊)

回数券販売冊数	令和6年5月 (先行販売)	令和6年6月	令和6年7月	
大人用	83	125	80	
小児等用	11	13	16	

回数券販売冊数	令和6年8月	令和6年9月	令和6年10月	4月～10月 計
大人用	87	65	92	532
小児等用	8	10	12	70

回数券利用枚数	大人用	小児等用	合計	利用者あたり の割合
6月	1,340	151	1,491	23.9%
7月	1,694	176	1,870	27.8%
8月	1,531	211	1,742	27.8%
9月	1,781	191	1,972	31.7%
10月	1,791	214	2,005	30.0%

**NEWしおナビバス変更ルート素案への意見聴取について（報告事項）****1. 運行ルート見直しの基本方針（令和5年度第4回塩竈市地域公共交通会議にて確認済）**

- （1）利用者に定着している既存路線をベースとし使いやすい経路とする。
- （2）高齢者や免許返納者が安心して日常の移動手段として利用できるものを目指す。

**2. ルート見直しの具体的方向性（令和6年度第2回塩竈市地域公共交通会議にて確認済）**

- （1）利便性向上のため、スーパーマーケットなどへの乗り入れを検討。
- （2）市の中心部まで概ね15分で行ける「15分交通体系」を維持するため、停留所の廃止や隣接停留所の統合、複数のコースで重複しているルート見直しトを検討。

**3. 変更ルート素案（令和6年第3回塩竈市地域公共交通会議にて承認）**

別紙1・別紙2参照

**4. 市民説明会****（1）概要**

町内会長へ開催案内を送付、市ホームページにて開催情報を公開して参加者を募り、同内容で2回開催。

**（1）日時**

- 第1回 日時：令和6年11月10日（日）10時00分 開会  
会場：塩竈市魚市場 中央棟2階 大会議室（塩竈市新浜町一丁目13-1）
- 第2回 日時：令和6年11月23日（土）14時00分 開会  
会場：塩竈市公民館中会議室（塩竈市東玉川町9-1）

**（2）内容**

- ①NEWしおナビバスのルート変更検討の経緯と変更ルート素案についての説明
- ②質疑応答

**（3）参加者**

- 第1回 13名
- 第2回 12名

(4) ご意見

①第1回

- ・白バス便「貞山通」停留所（塩釜港湾合同庁舎前）を、少し住宅地に近づけ貞山通3丁目3-18付近に移設してほしい。
- ・効率的な運行を望む。
- ・青バス便のみ通過して白バス便のみ停まるといった停留所については、混乱がないよう周知徹底してほしい。
- ・玉川方面の重複ルートについても、利用者数に見合うよう統合などを検討してほしい。
- ・将来的に、千賀の台方面の住宅地へのシャトル便なども検討してほしい。

②第2回

- ・白バス便西部コースの「東玉川郵便局前」の「塩釜駅」への移設はよい。
- ・15分交通体系の維持にこだわる必要はないのではないか。
- ・乗り入れるスーパーマーケット等からの協賛なども、検討してはどうか。

5. 市民アンケート

(1) 期間

令和6年10月31日（木）から令和6年11月30日（土）まで

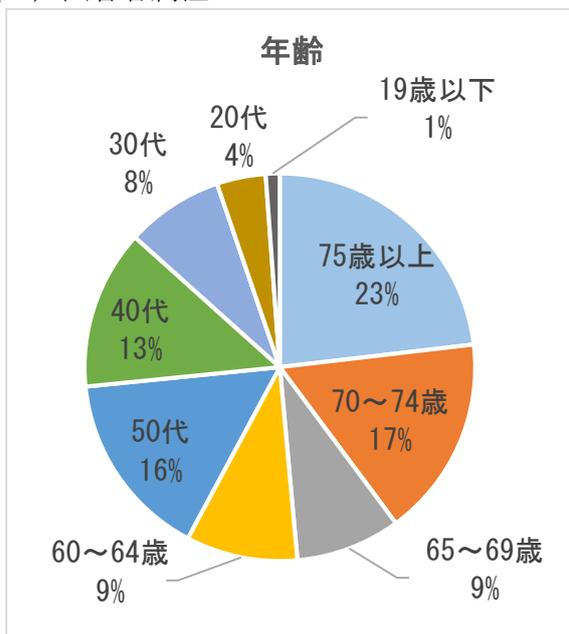
(2) 方法

「アンケート回答フォーム」またはNEWしおナビバス等に設置の「アンケート回答用紙」にて回答（設問については別紙3参照）

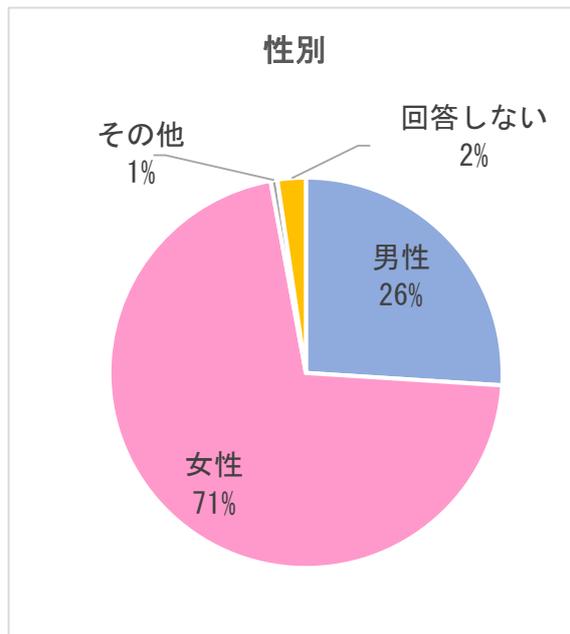
(3) 回答数

173件（回答フォーム：124件、回答用紙：49件）

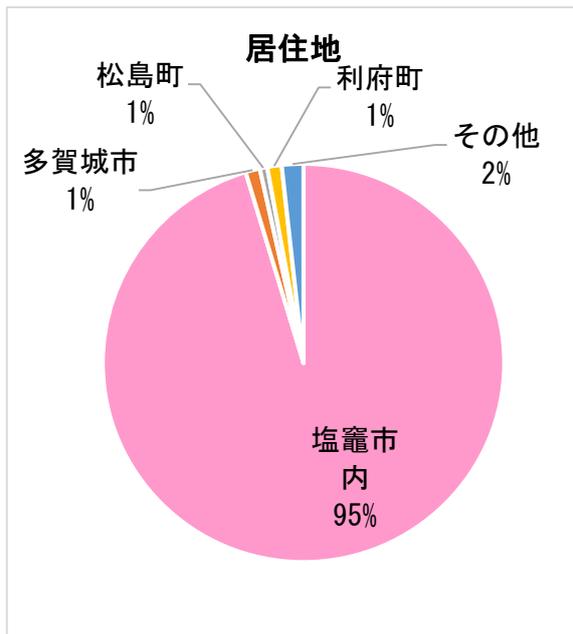
(4) 回答者属性



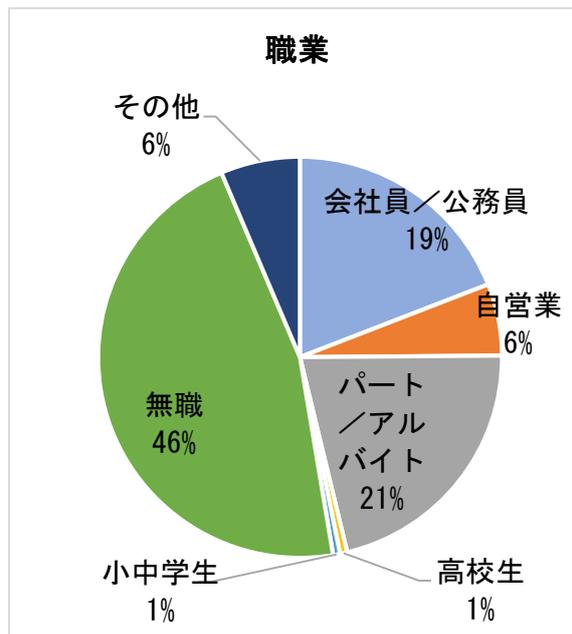
(有効回答数：173件)



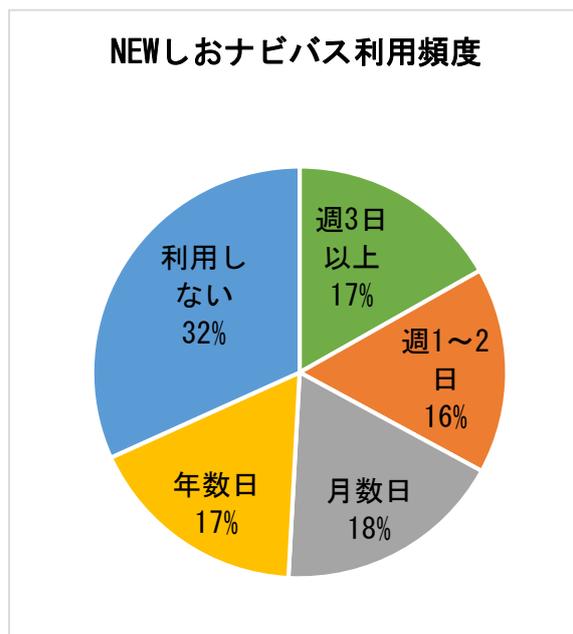
(有効回答数：173件)



(有効回答数 : 173 件)



(有効回答数 : 173 件)

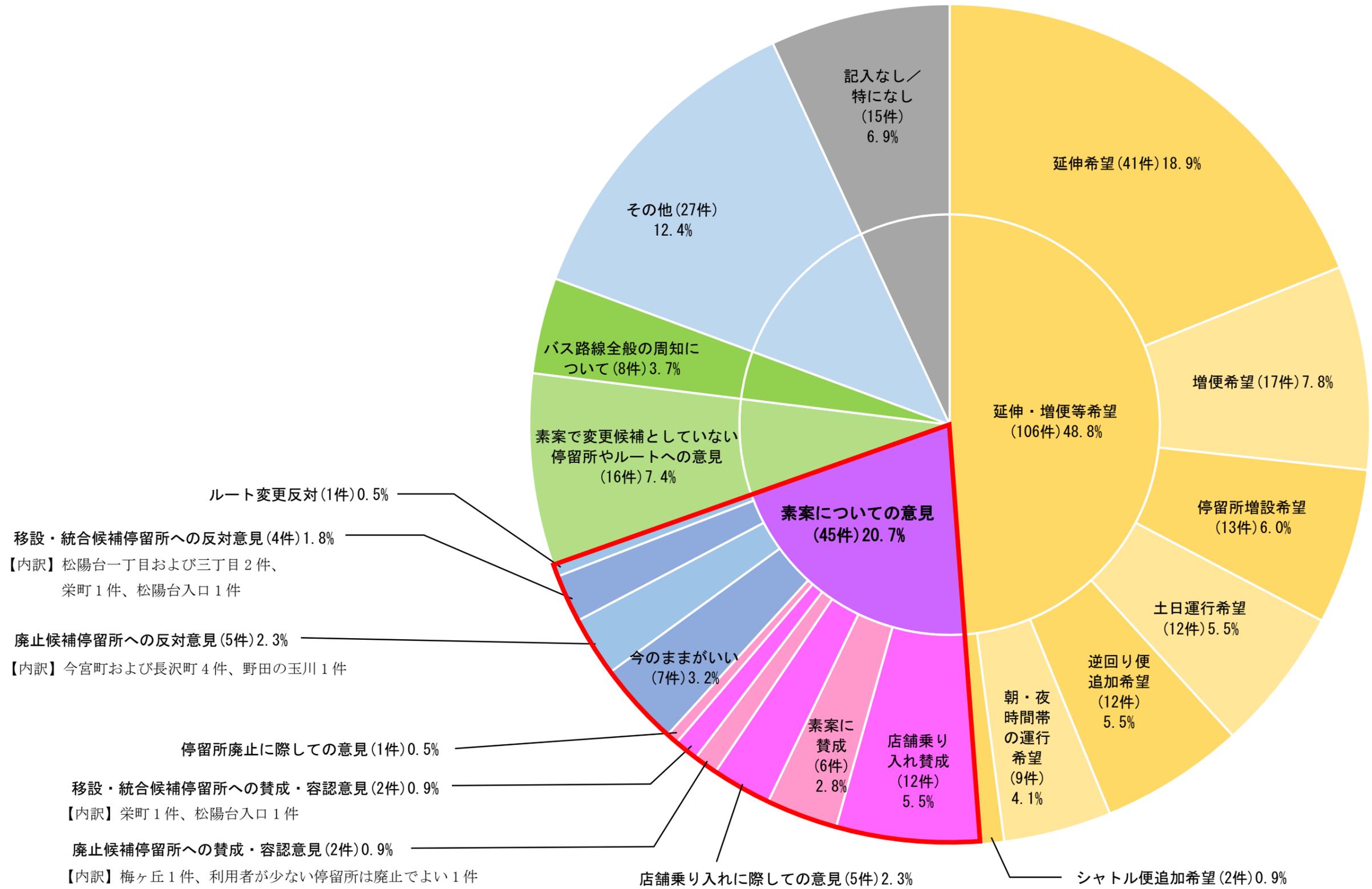


(有効回答数 : 173 件)

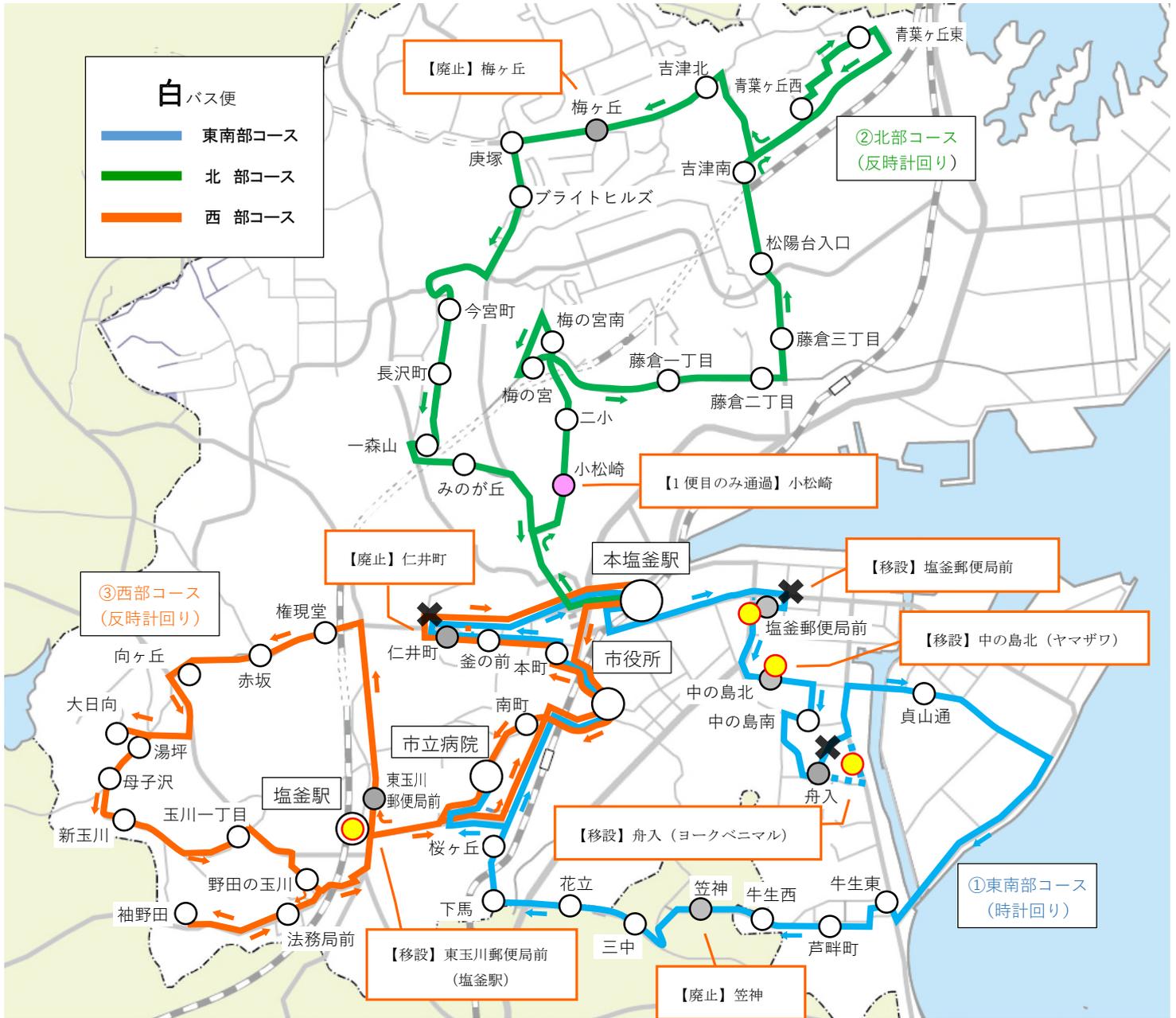
(5) ご意見 (自由記述)

ご意見の要点項目を抜き出し分類したもの。(有効回答数: 217 件)

※1 回答に複数の要点項目が含まれていたものは、それぞれ 1 件ずつ計数しています。



NEW しおナビバス変更ルート素案（白バス便）



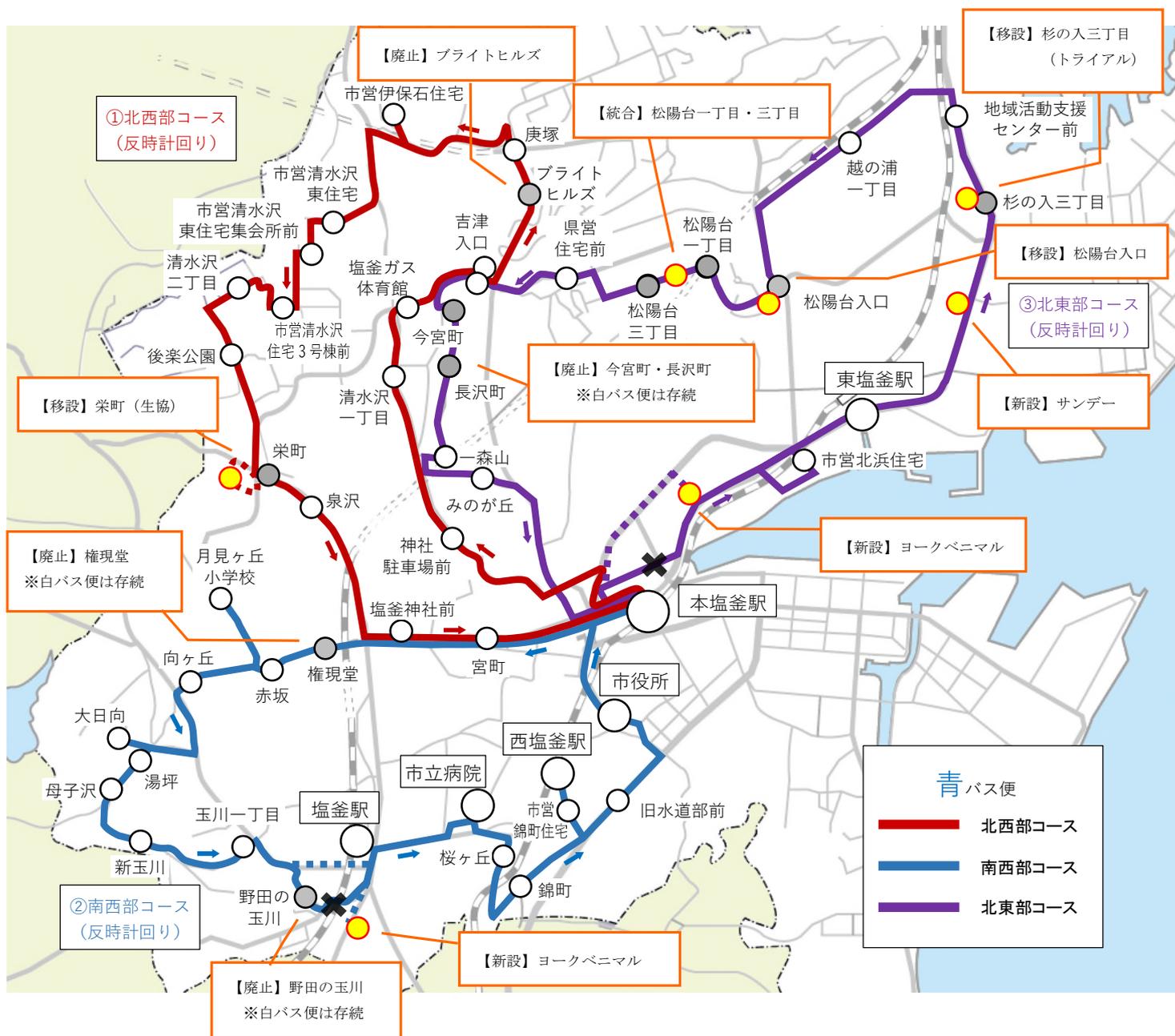
● …新停留所   ● …撤去停留所   ■■■ …新ルート   ✕ …廃止ルート

【撤去停留所の選定基準】

令和5年度の1営業日あたりの平均乗車数及び平均降車数が1.5名以下の停留所を対象に、以下の基準で選定しました。

- (1) 直近5年間の合計乗降者数及び直近3年間の乗降者数推移
- (2) 前後の停留所までの距離及び高低差
- (3) 代替交通手段の有無
- (4) 近隣の観光施設・医療施設・公共施設・公営住宅の有無

NEW しおナビバス変更ルート素案 (青バス便)



【撤去停留所の選定基準】

令和5年度の1営業日あたりの平均乗車数及び平均降車数が1.5名以下の停留所を対象に、以下の基準で選定しました。

- (1) 直近5年間の合計乗降者数及び直近3年間の乗降者数推移
- (2) 前後の停留所までの距離及び高低差
- (3) 代替交通手段の有無
- (4) 近隣の観光施設・医療施設・公共施設・公営住宅の有無

## NEWしおナビバス変更ルート素案についてのアンケート

より便利なNEWしおナビバスを目指し、ルート変更を検討しています。変更ルート素案をご覧ください、ご意見をお願いいたします。

この用紙に記入し、NEWしおナビバス車内に設置のご意見箱に入れてください。

インターネットでアンケート回答フォームからも回答できます。

ご意見募集期間：令和6年11月30日（土）まで

変更ルート素案⇒



回答フォーム⇒



### 1. 年齢（あてはまるものに○）

19歳以下 ・ 20代 ・ 30代 ・ 40代 ・ 50代  
60～64歳 ・ 65～69歳 ・ 70～74歳 ・ 75歳以上

### 2. 性別（あてはまるものに○）

男性 ・ 女性 ・ その他

### 3. 居住地（あてはまるものに○）

塩竈市内 ・ 多賀城市 ・ 利府町 ・ 松島町  
その他（ ）

### 4. ご職業（あてはまるものに○）

会社員/公務員 ・ 自営業 ・ パート/アルバイト  
大学/短大/専門学校生 ・ 高校生 ・ 小中学生  
無職 ・ その他（ ）

### 5. NEWしおナビバスの利用状況（あてはまるものに○）

週3日以上 ・ 週1～2日 ・ 月数日 ・ 年数日  
利用しない

### 6. 変更ルート素案についてのご意見（停留所名を記入のうえ自由記述）

（ ） 停留所について

ご意見

**NEWしおナビバスのルート変更等について（協議事項）**

**1. 概要**

令和 6 年 8 月開催の第 3 回地域公共交通会議において協議いただいた NEW しおナビバスの変更ルート素案について、これまで、市民説明会や利用者アンケートや乗り入れを行うスーパーなどから意見聴取を行ってきたものです。

その結果、以下のとおりルート変更案をとりまとめましたので、協議いただくものです。

**2. ルート変更の基本方針と方向性**

**(1) 基本方針（令和 5 年度第 4 回塩竈市地域公共交通会議にて確認済）**

- ①利用者に定着している既存路線をベースとし使いやすい経路とする。
- ②高齢者や免許返納者が安心して日常の移動手段として利用できるものを目指す。

**(2) 方向性（令和 6 年度第 2 回塩竈市地域公共交通会議にて確認済）**

- ①利便性向上のため、スーパーマーケットなどへの乗り入れを検討。
- ②市の中心部まで概ね 15 分で行ける「15 分交通体系」を維持するため、停留所の廃止や隣接停留所の統合、複数のコースで重複しているルート見直しトを検討。

**3. 停留所ごとの変更内容**

基本方針と方向性に基づく、停留所ごとのルート変更案は以下のとおりです。また、ルート変更案の路線図は別紙 4・別紙 5、詳細図は別紙 6 のとおりです。

なお、店舗の敷地内に新設・移設予定の停留所（下表の停留所名欄に●がある 5 箇所）については、敷地内の停留所位置が今後変更となる可能性があります。敷地外への設置となる等の大幅な位置変更ではない場合は、その位置変更について、事務局にご一任いただきたいと考えております。万一大幅な変更となる場合は、改めて協議事項とさせていただきます。

**(1) 白バス便**

コース	停留所名	変更内容
① 東南部 コース	本塩釜駅 発	—
	塩釜郵便局前	国道 45 号線沿いへ移設(別紙 6①)
	●◆中の島北	ヤマザワ塩釜中の島店敷地内へ移設(別紙 6②)
	中の島南	—
	●◆舟入	ヨークベニマル塩釜舟入店敷地内へ移設(別紙 6③)
	貞山通	—
	◆牛生東	—
	芦畔町	—
	牛生西	—
	笠神	廃止
	三中	—
	花立	—
	下馬	—
	桜ヶ丘	—
	市立病院	—
	市役所	—
本町	—	

コース	停留所名	変更内容
	釜の前	—
	仁井町	廃止(別紙 6④)
	本塩釜駅 着	—
	本塩釜駅 発	—
② 北部 コース	小松崎	1 便目のみ通過
	二小	—
	梅の宮南	—
	梅の宮	—
	藤倉一丁目	—
	藤倉二丁目	—
	藤倉三丁目	—
	◆松陽台入口	—
	吉津南	—
	青葉ヶ丘西	—
	青葉ヶ丘東	—
	吉津北	—
	梅ヶ丘	廃止
	◆庚塚	—
	ブライツヒルズ	—
	今宮町	—
	長沢町	—
	一森山	—
	みのが丘	—
	本塩釜駅 着	—
	本塩釜駅 発	—
	③ 西部 コース	市役所
南町		—
市立病院		—
(旧)東玉川郵便局前 (新)塩釜駅		塩釜駅ロータリーへ移設(別紙 6⑤)
権現堂		—
赤坂		—
向ヶ丘		—
大日向		—
湯坪		—
母子沢		—
新玉川		—
玉川一丁目		—
野田の玉川		—
法務局前		—
袖野田		—
塩釜駅		—
市立病院		—
市役所		—
本町		—
釜の前		—
仁井町		廃止(別紙 6④)
本塩釜駅 着		—

(2) 青バス便

	停留所名	変更内容
① 北西部 コース	本塩釜駅 発	—
	神社駐車場前	—
	清水沢一丁目	—
	塩釜ガス体育館	—
	吉津入口	—
	ブライトヒルズ	廃止
	庚塚	—
	市営伊保石住宅	—
	市営清水沢東住宅	—
	市営清水沢東住宅集会所前	—
	市営清水沢住宅3号棟前	—
	清水沢二丁目	—
	後楽公園	—
	●◆栄町	みやぎ生協塩釜栄町店敷地内へ移設(別紙6⑥)
	泉沢	—
	塩釜神社前	—
宮町	—	
本塩釜駅 着	—	
② 南西部 コース	本塩釜駅 発	—
	宮町	—
	権現堂	廃止 (白バス便西部コースは存続)
	赤坂	—
	月見ヶ丘小学校	—
	向ヶ丘	—
	大日向	—
	湯坪	—
	母子沢	—
	新玉川	—
	玉川一丁目	—
	野田の玉川	廃止 (白バス便西部コースは存続)
	●◆野田	ヨークベニマル塩釜店敷地内へ新設(別紙6⑦)
	塩釜駅	—
	市立病院	—
	桜ヶ丘	—
	錦町	—
	西塩釜駅	—
市営錦町住宅	—	
水道部	—	
市役所	—	
本塩釜駅 着	—	
③ 北東部 コース	本塩釜駅 発	—
	北浜一丁目	ヨークベニマル塩釜北浜店前へ新設(別紙6⑧) ※素案時点では敷地内
	市営北浜住宅	—
	東塩釜駅	—
	新浜町二丁目	サンデー塩釜店前へ新設(別紙6⑨) ※素案時点では敷地内
●◆杉の入三丁目	スーパーセンタートライアル塩釜店敷地内へ移設(別紙6⑩) ※素案時点と道順が異なる	

	停留所名	変更内容
	地域活動支援センター前	—
	越の浦一丁目	—
	(旧)松陽台入口 (新)藤倉三丁目	藤倉三丁目へ移設(別紙 6⑪)
	(旧)松陽台一丁目 (新)松陽台三丁目	松陽台三丁目と統合し移設(別紙 6⑫)
	松陽台三丁目	松陽台一丁目と統合し移設(別紙 6⑫)
	県営住宅前	—
	吉津入口	—
	今宮町	廃止 (白バス便北部コースは存続)
	長沢町	廃止 (白バス便北部コースは存続)
	一森山	—
	みのが丘	—
	本塩釜駅着	—

#### 4. 停留所名について

敷地内に停留所を設置する店舗（上表の停留所名欄に◆がある 8 箇所）を対象に、ネーミングライツの検討を行っているところです。今後、店舗の同意が得られた停留所については、停留所名が店舗名を付したものに変更となる可能性があります。

なお、このことに伴う停留所名変更については、事務局にご一任いただきたいと思います。

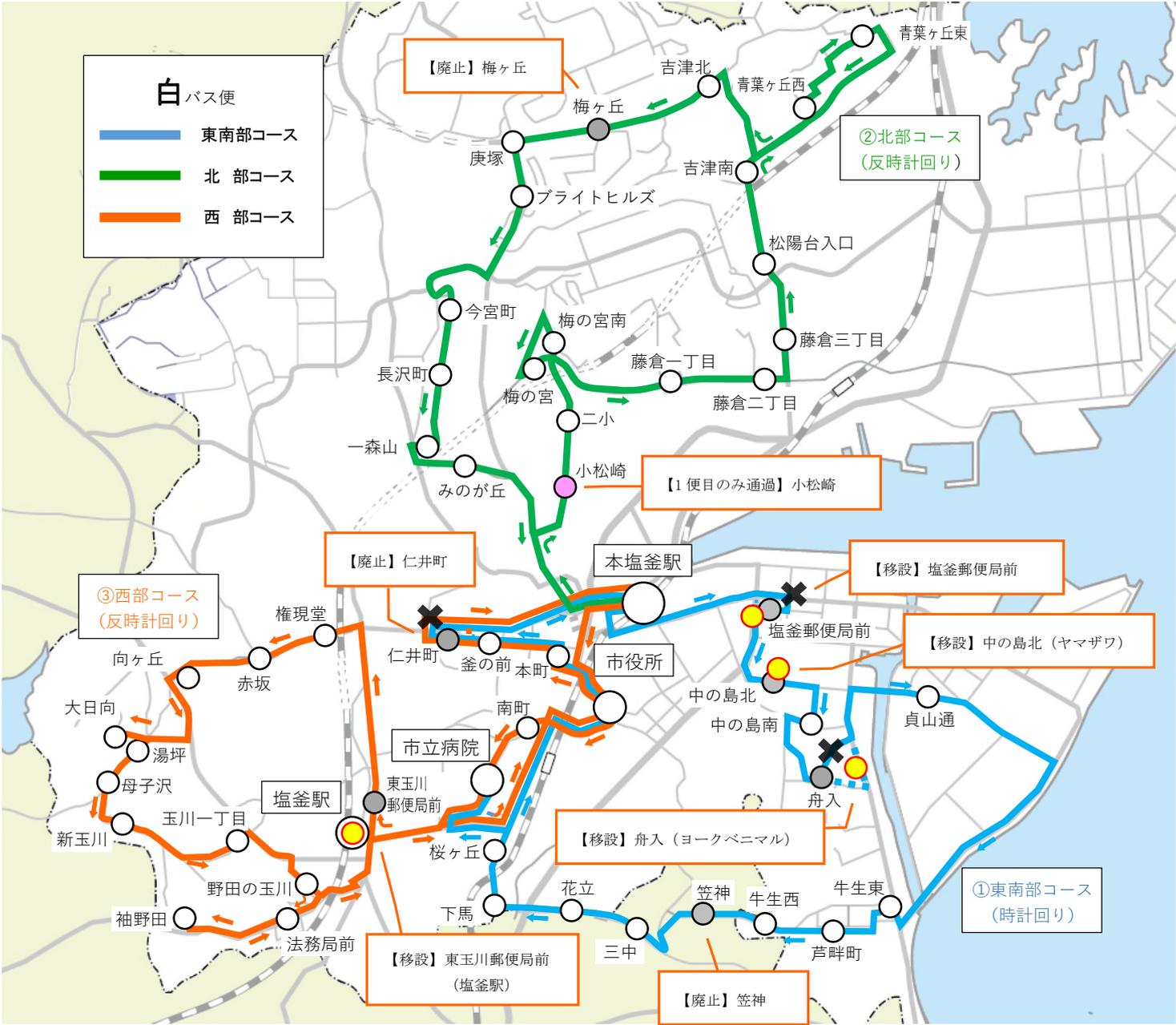
#### 【停留所ネーミングライツの提案について】

- ①概要 NEW しおナビバスの運行維持に向けた収入増加策として、敷地内に停留所を設置する事業者を対象にネーミングライツ契約を提案するもの。
- ②契約期間 令和 7 年 4 月 1 日から 3 年間
- ③料金 5 万円/年

#### 5. 今後の予定

- 令和 6 年 12 月 運行事業者や関係機関との運行ダイヤ変更などの調整
- 令和 7 年 1 月～ 第 5 回地域公共交通会議（運行ダイヤ変更案についてなど）  
ルート変更に伴う手続き、変更ルートの周知等
- 4 月 新ルートでの運行開始（運行事業者：㈱ジャパン交通）

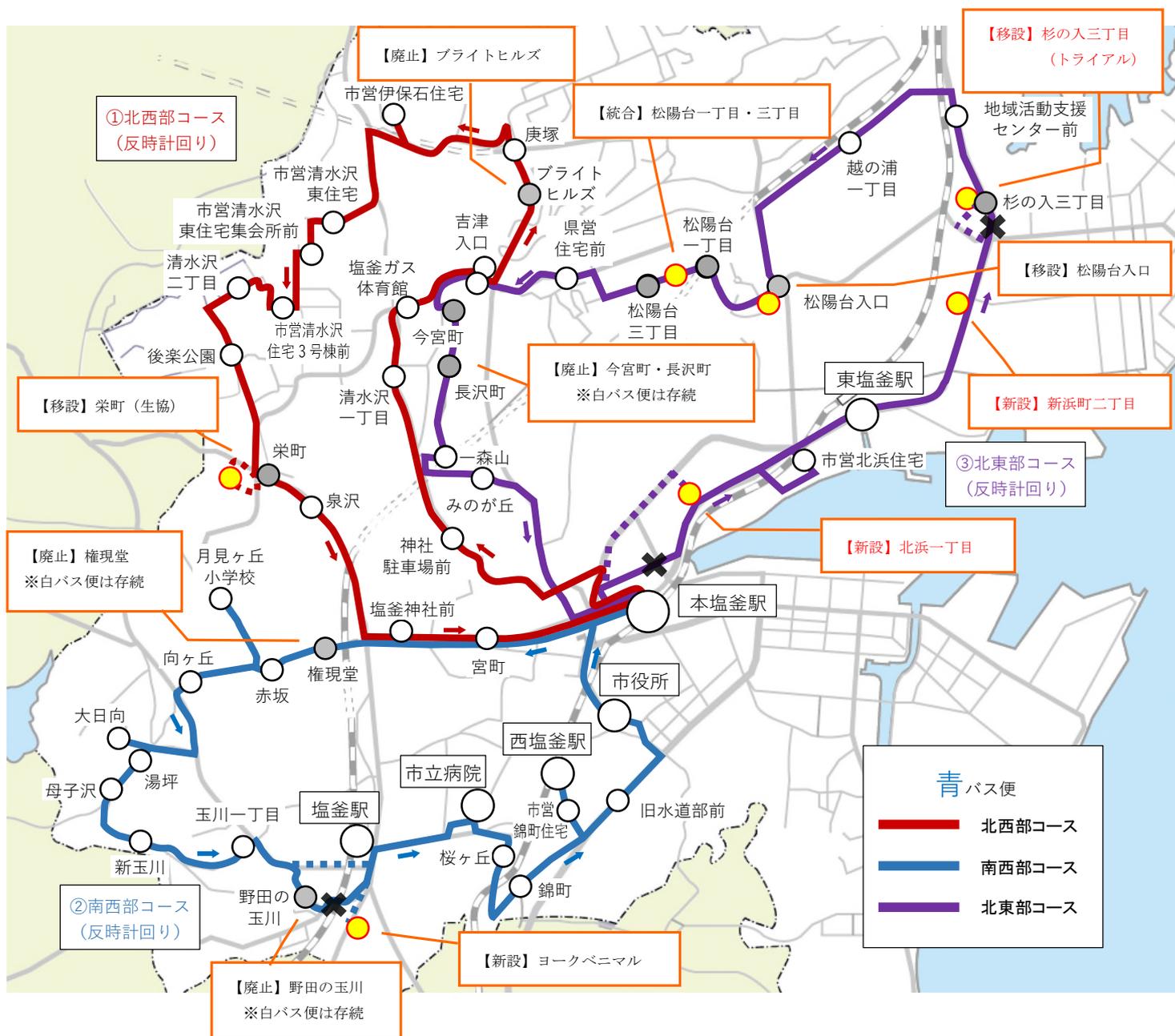
NEW しおナビバスルート変更案（白バス便）



● …新停留所   ● …撤去停留所   ■■■ …新ルート   ✕ …廃止ルート

【素案からの変更点】  
特になし

NEW しおナビバスルート変更案 (青バス便)

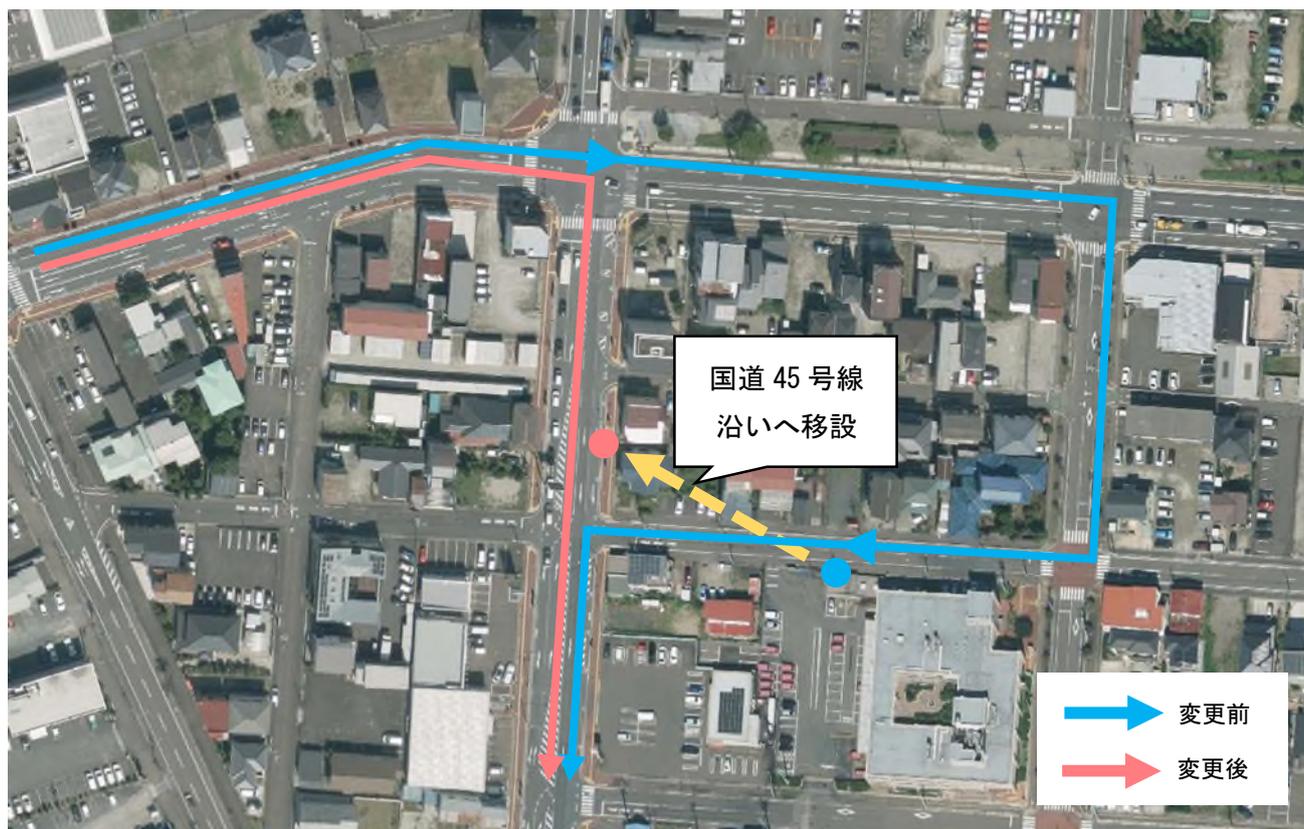


● …新停留所   ● …撤去停留所   ■■■ …新ルート   ✕ …廃止ルート

【素案からの変更点】

1. 北浜一丁目  
ヨークベニマル塩釜北浜店敷地内へ乗り入れず、店舗前の道路に停留所を新設
2. 新浜町二丁目  
サンデー塩釜店敷地内へ乗り入れず、店舗前の道路に停留所を新設
3. 桜の入三丁目  
スーパーセンタートライアル塩釜店敷地内へ乗り入れる道順を変更

①塩釜郵便局前

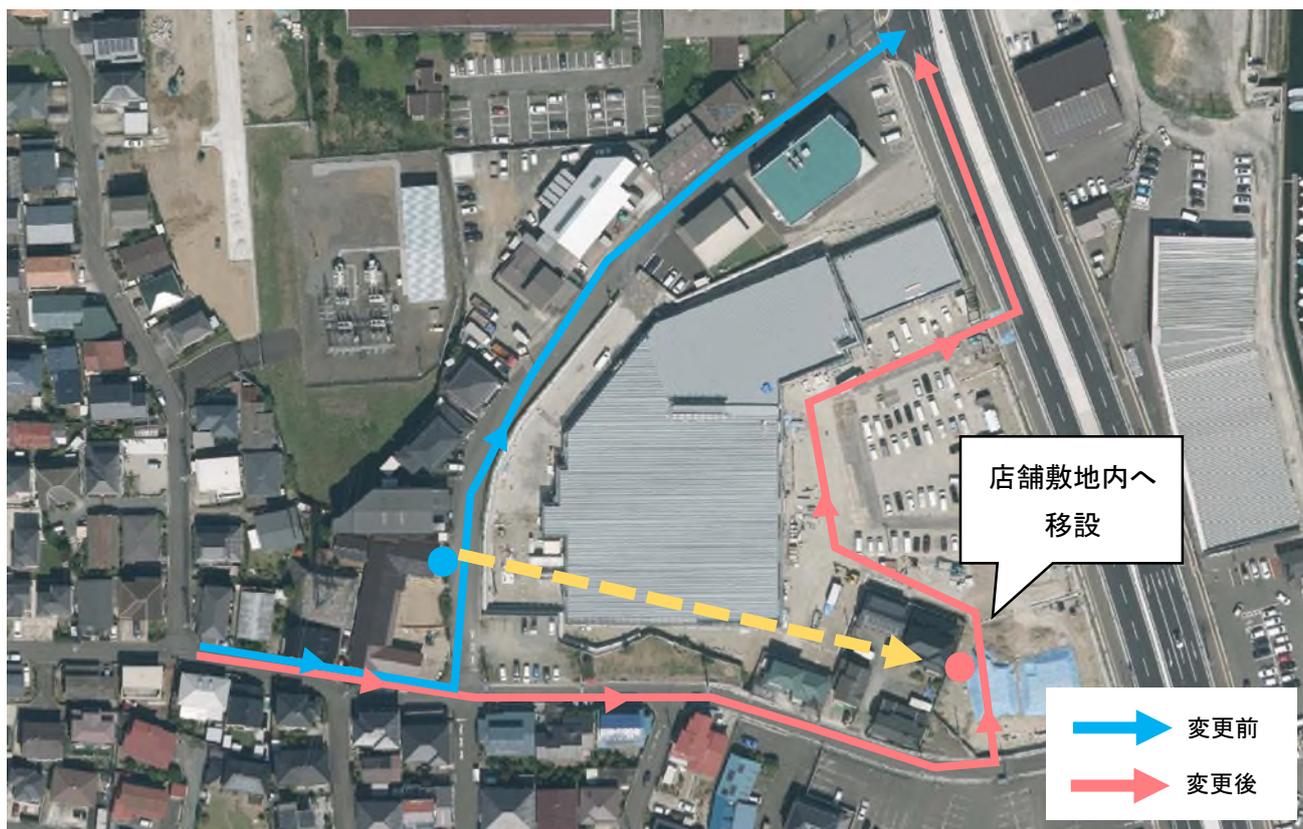


②中の島北（仮）【ヤマザワ塩釜中の島店】

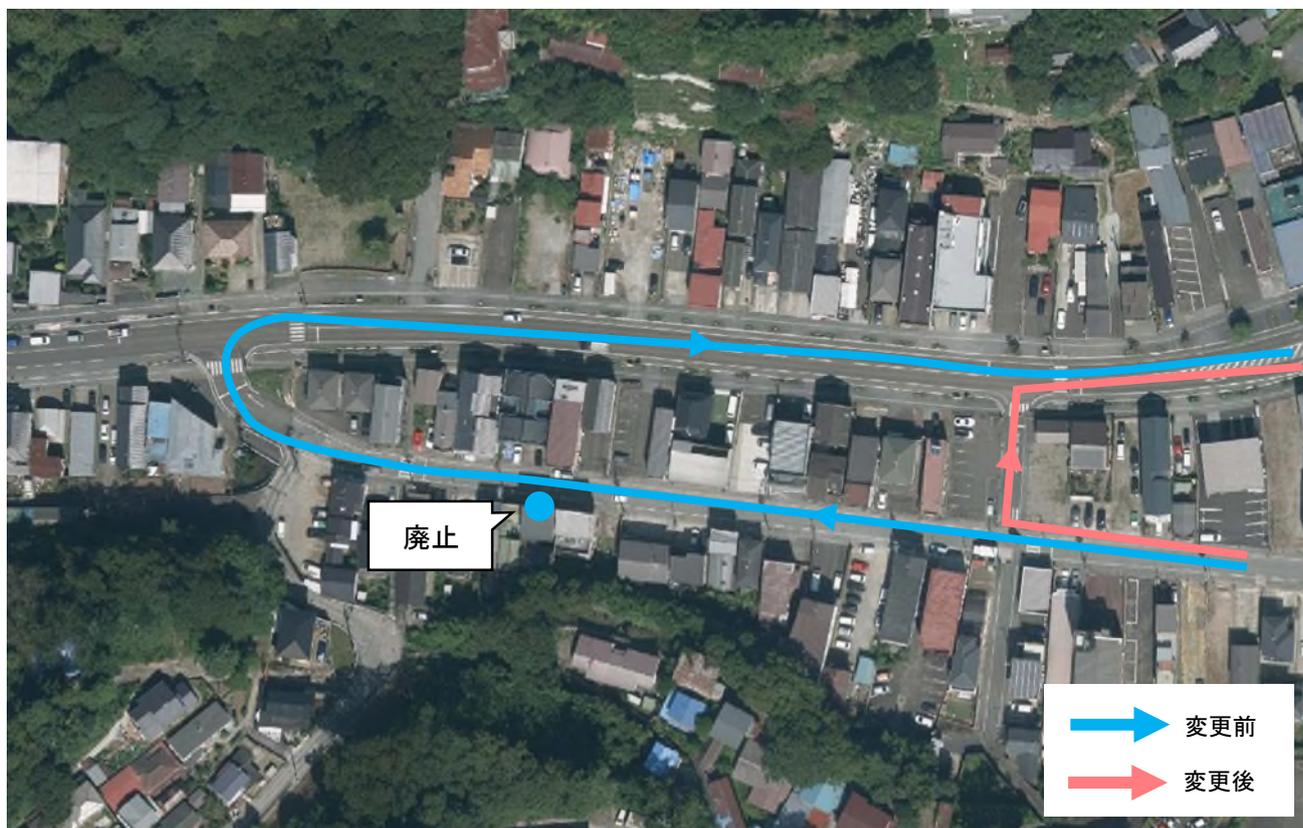


ルート変更案 詳細図

③舟入（仮）【ヨークベニマル塩釜舟入店】

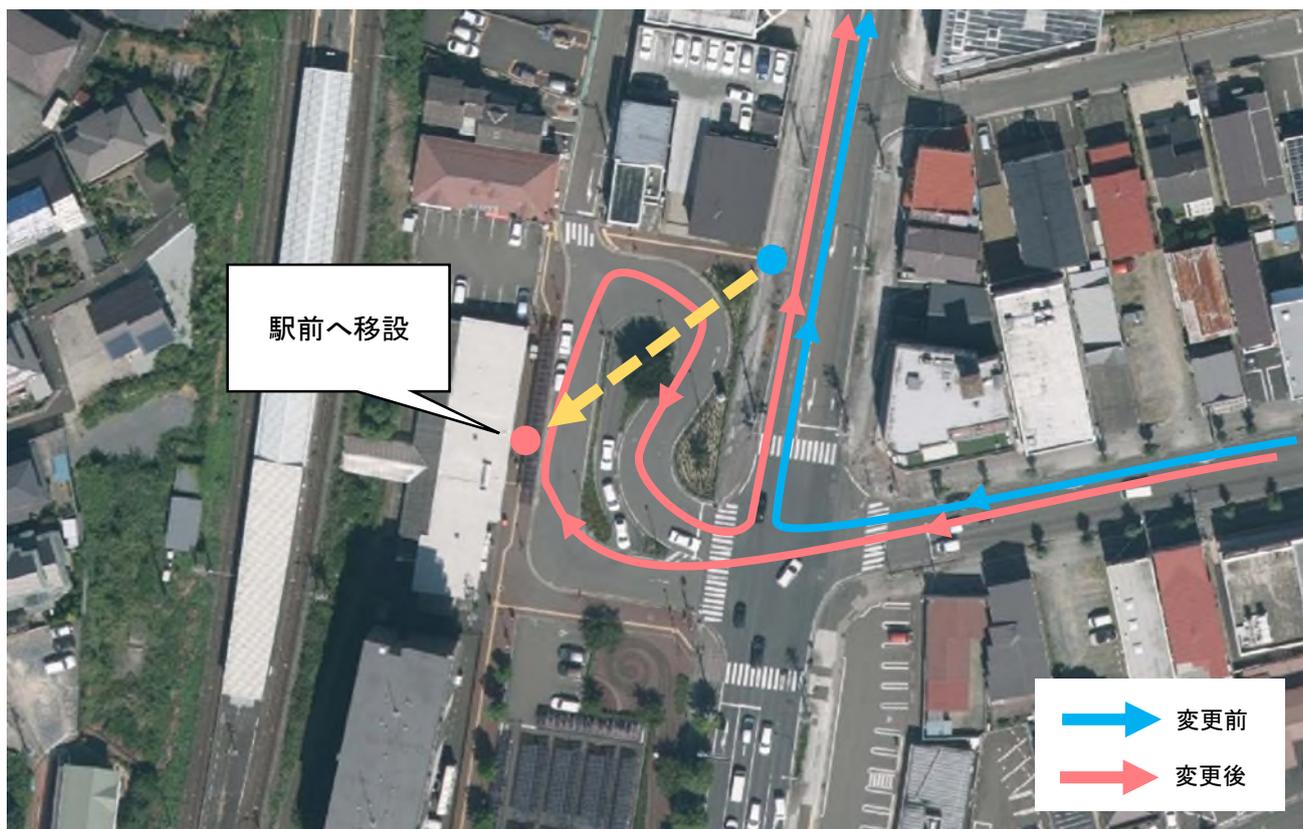


④仁井町

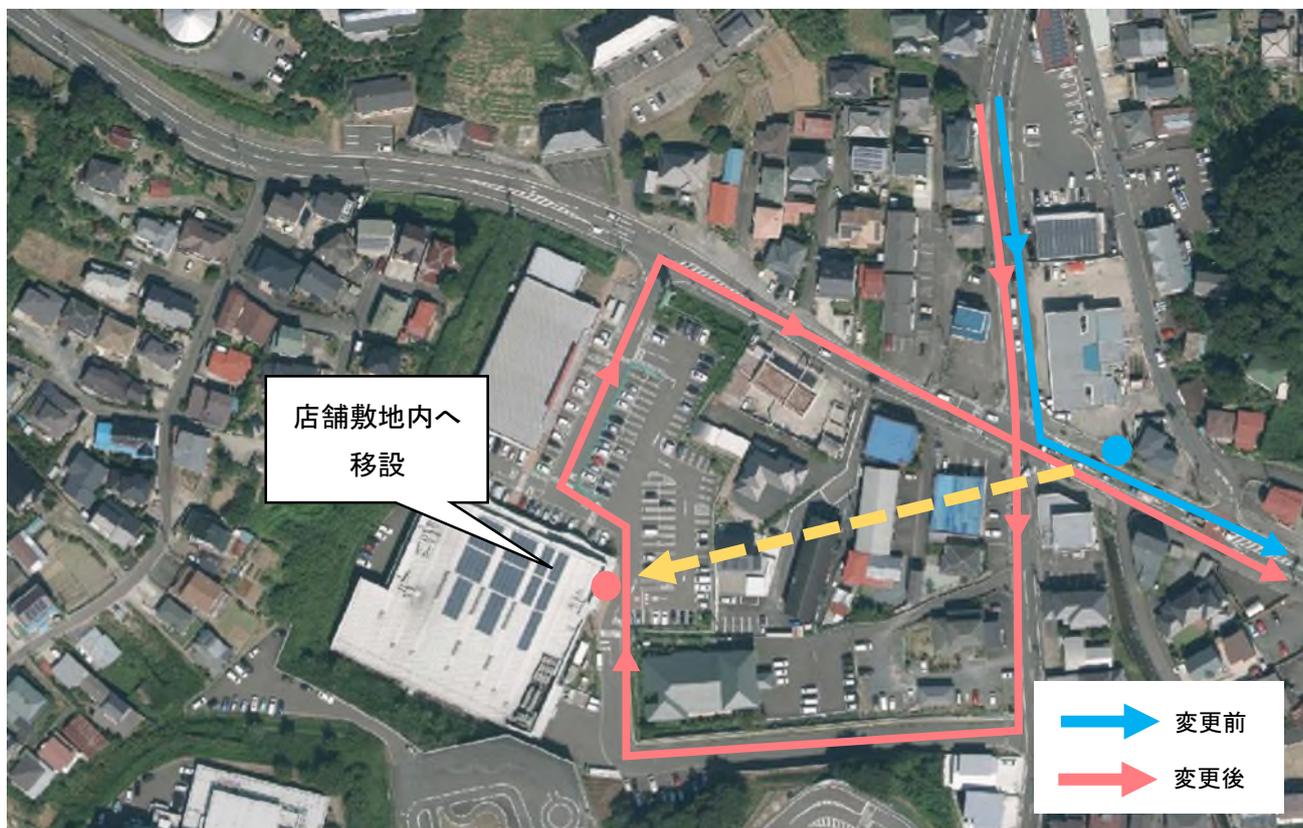


ルート変更案 詳細図

⑤ (旧) 東玉川郵便局前 (新) 塩釜駅

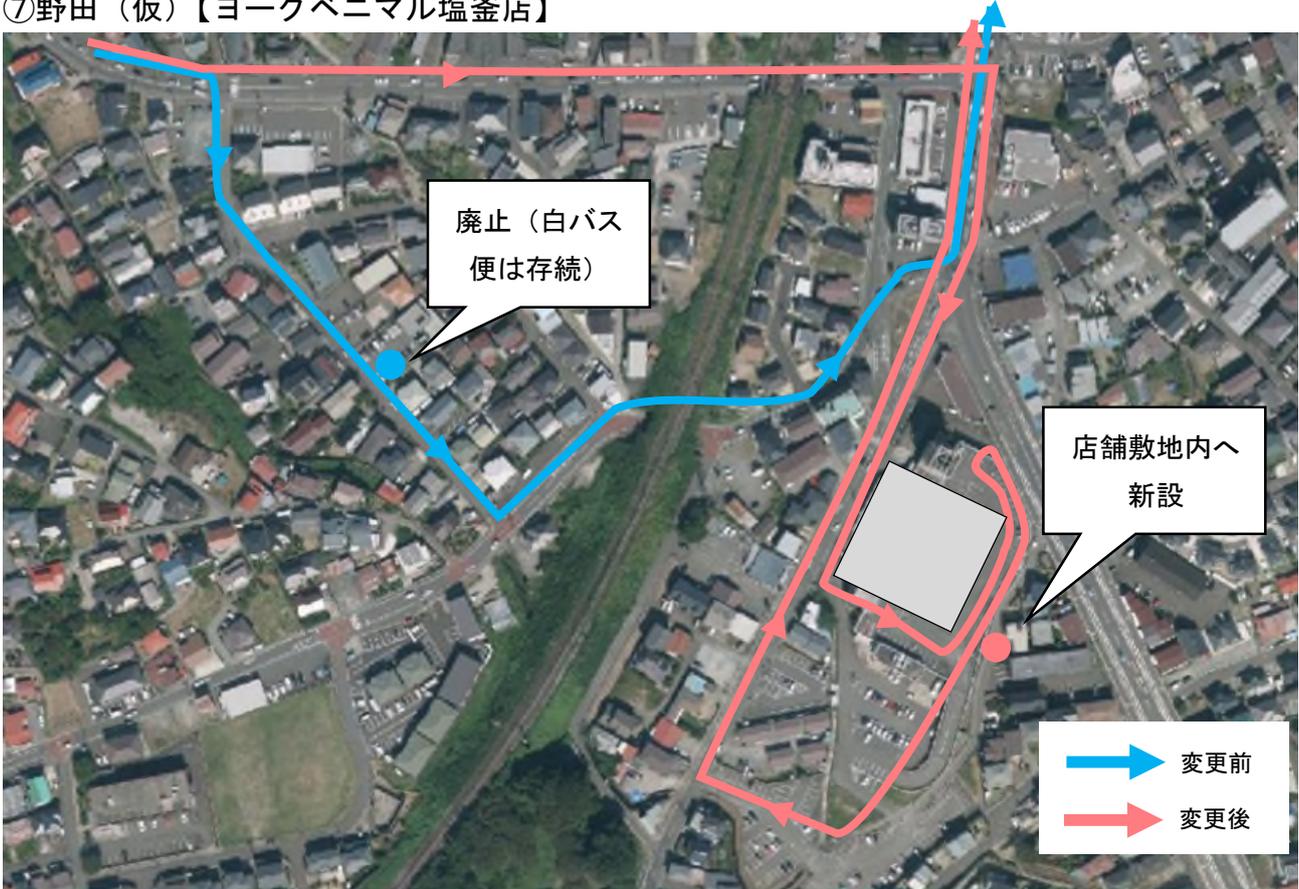


⑥ 栄町 (仮) 【みやぎ生協塩釜栄町店】

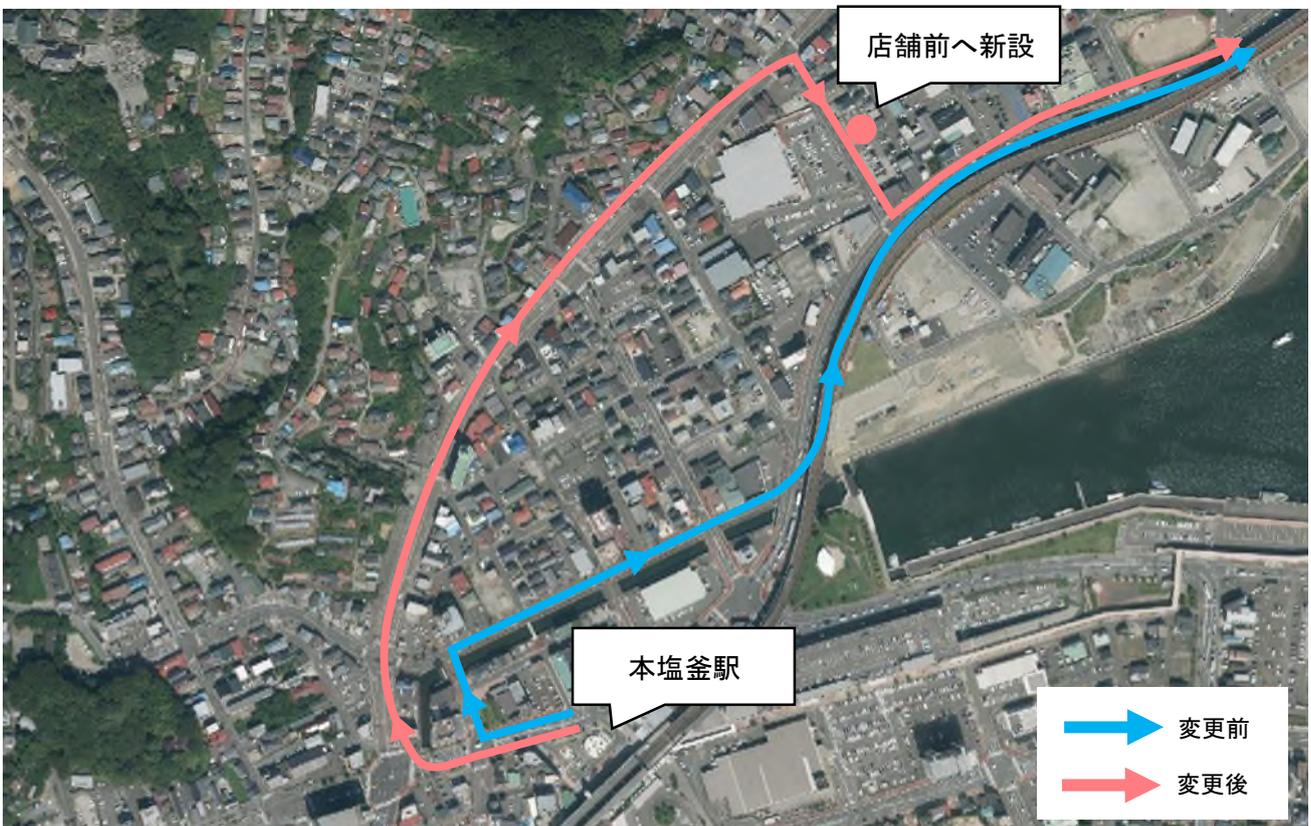


ルート変更案 詳細図

⑦野田（仮）【ヨークベニマル塩釜店】

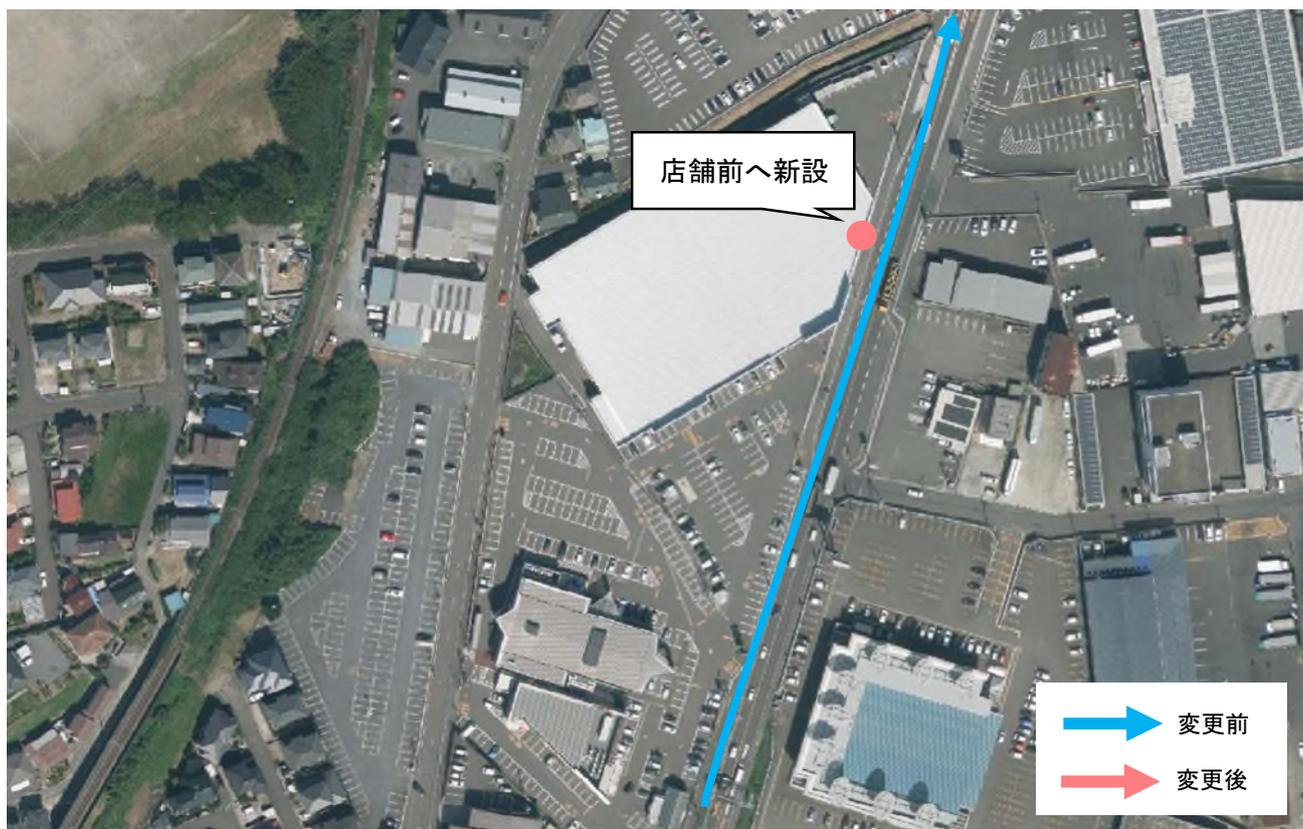


⑧北浜一丁目（仮）【ヨークベニマル塩釜北浜店】

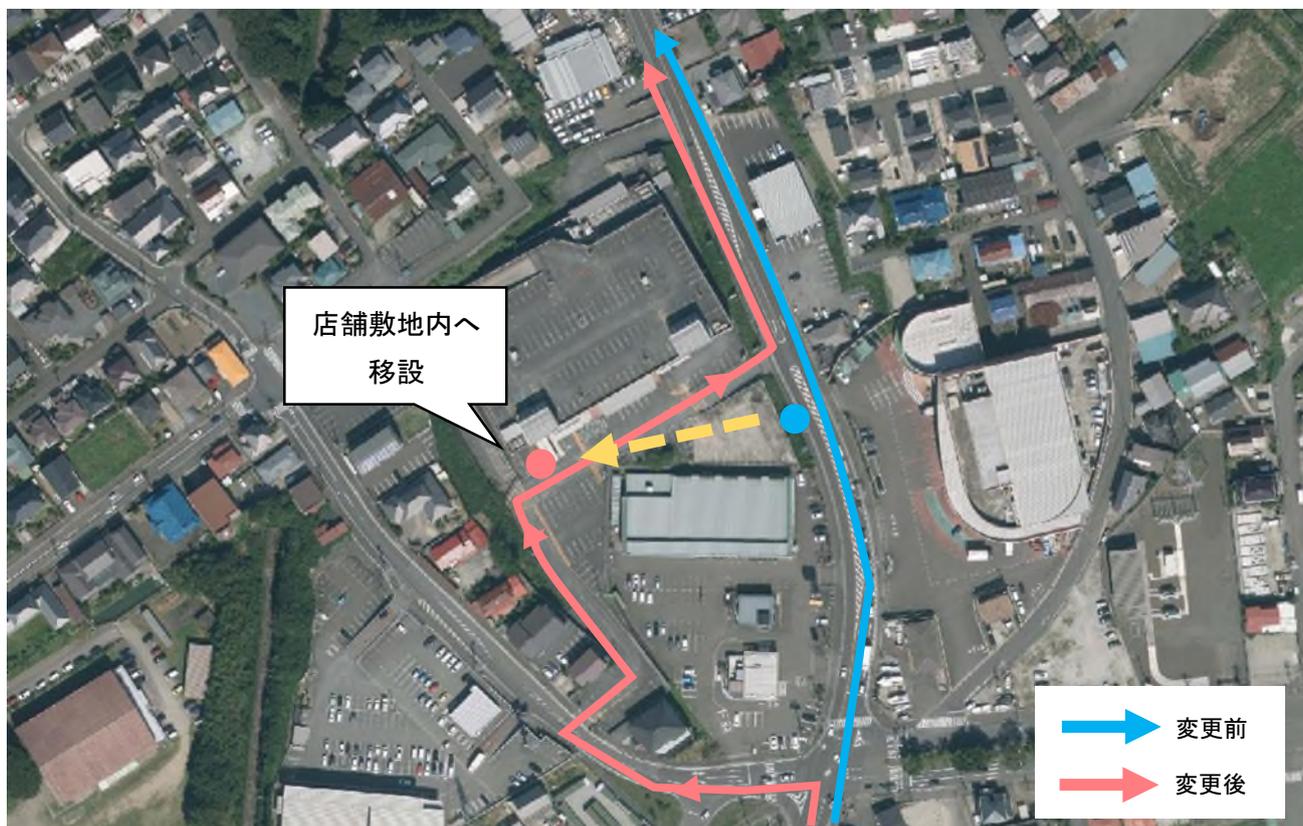


ルート変更案 詳細図

⑨新浜町二丁目（仮）【サンデー塩釜店】

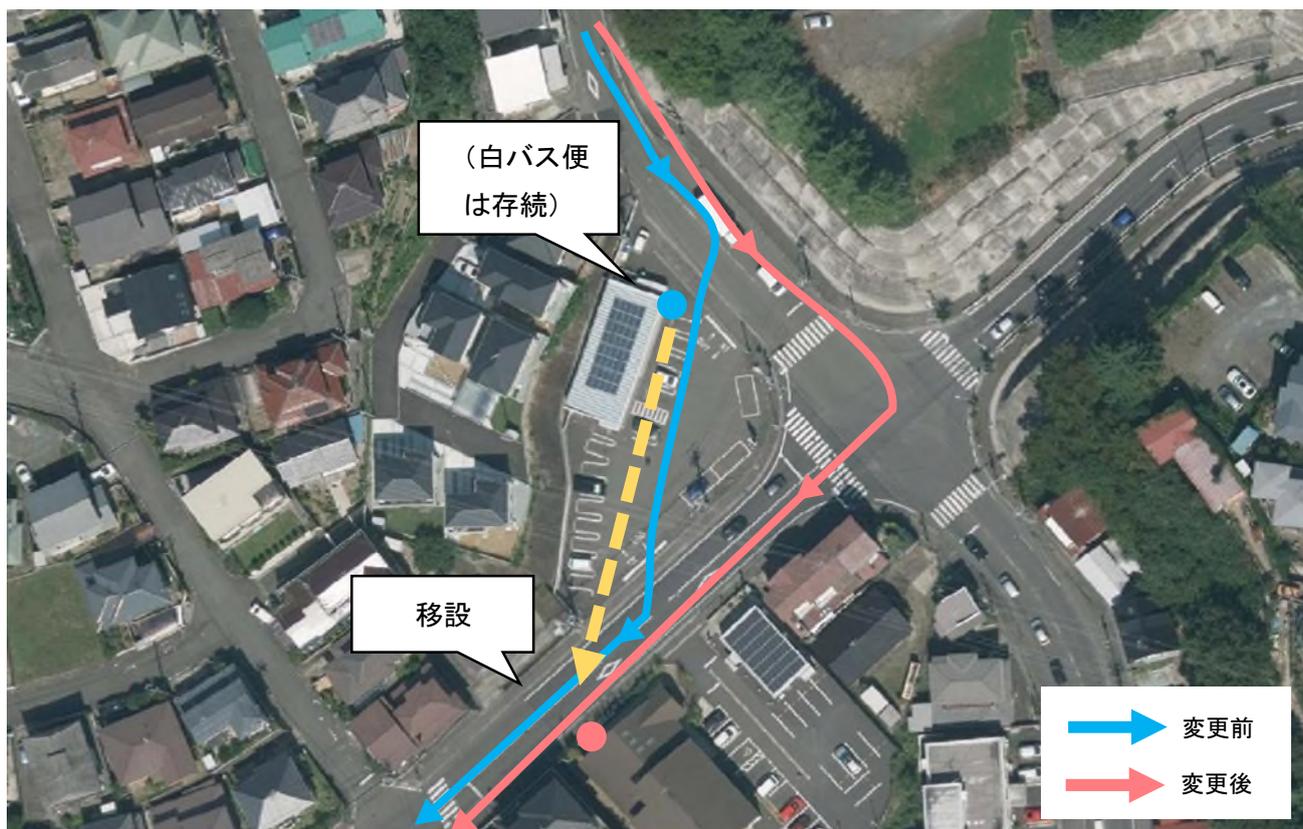


⑩杉の入三丁目（仮）【スーパーセンタートライアル塩釜店】



# ルート変更案 詳細図

## ⑪松陽台入口



## ⑫松陽台一丁目・三丁目



告示第76号

塩竈市地域公共交通会議設置要綱を次のように定める。

平成21年8月19日

塩竈市長 佐藤 昭

塩竈市地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、塩竈市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(構成委員)

第3条 交通会議は、次に掲げる者を委員として構成する。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表又はその指名する者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表又はその指名する者
- (4) 市民又は利用者の代表
- (5) 東北運輸局宮城運輸支局長又はその指名する者
- (6) 宮城県企画部長又はその指名する者
- (7) 道路管理者、交通管理者、学識経験者その他の交通会議が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 交通会議に会長を置き、第3条第1号に規定する者を充てる。

2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(交通会議の運営)

第6条 交通会議は、必要に応じ会長が招集し、その議長となる。

2 交通会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

3 交通会議の議決を要する事項は、出席した委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 交通会議は、原則として公開とする。

5 会長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、委員その他の関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第8条 交通会議の庶務は、総務部政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成21年8月19日から施行する。

塩竈市地域公共交通会議委員名簿

道路運送法施行規則		塩竈市地域公共交通会議設置要綱		機関名	委員役職名	委員氏名
9条の3 1項1号	地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長	1号	市長又はその指名する者	塩竈市	副市長	千葉 幸太郎
9条の3 1項2号	一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体	2号	一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表又はその指名する者	(株)ミヤコーバス	執行役員仙台・石巻地区支配人	長尾 勝吾
				宮城県タクシー協会塩釜支部	副支部長	熊谷 祐伺
9条の3 1項5号	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	3号	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表又はその指名する者	宮城県交通運輸産業労働組合協議会	特別幹事	川村 英章
9条の3 1項3号	住民又は旅客	4号	市民又は利用者の代表	東部地区町内会連絡協議会	会長	鈴木 一郎
				西部地区町内会連絡協議会	副会長	土井 萬平
				南部地区町内会連絡協議会	佐浦町第一町内会会長	郷家 総一郎
				北部地区町内会連絡協議会	副会長	平山 優
				塩釜市老人クラブ連合会	総務	及川 孝夫
9条の3 1項4号	地方運輸局長	5号	東北運輸局宮城運輸支局長又はその指名する者	東北運輸局宮城運輸支局	主席運輸企画専門官	関澤 京子
9条の3 2項2号	学識経験を有する者その他の地域公共会議の運営上必要と認められる者	6号	宮城県震災復興・企画部部長又はその指名する者	宮城県企画部	副参事兼総括課長補佐	佐々木 浩
9条の3 2項1号イ	道路管理者	7号	道路管理者、交通管理者、学識経験を有する者その他の交通会議が必要と認める者	宮城県仙台土木事務所	総括次長	佐藤 雅之
9条の3 2項1号ロ	都道府県警察			宮城県塩釜警察署	交通課長	馬場 岩雄
9条の3 2項2号	学識経験を有する者その他の地域公共会議の運営上必要と認められる者			多賀城市	都市産業部次長兼都市計画課長	阿部 克敏
				塩竈市	総務部長	本多 裕之
				塩竈市	福祉子ども未来部長	長峯 清文
		塩竈市	産業建設部長	草野 弘一		